H.W.S.

Fujishima-jinja
Biography of the deities

新田公御略傳

藤島神社

新田義貞公は源義家朝臣十一世の御孫にして源氏の嫡宗なり世々上野國新田郡世良田等の邑を食む因りて氏とせり公十七歳の時族人に言はるゝやう吾家世々　朝廷の武臣として賊を討ち亂を撥む義貞しからされは不可なりとて自ら義貞と名け弟小次郎君に吾義を舉けなは汝宜く助くへしとて義助と名けられぬ

元弘三年の春北條高時　後醍醐天皇を隱岐に遷し奉る公義兵を舉けむとして家臣船田義昌をして大塔宮護良親王の令旨を請はしむ二月十一日親王高時征討の令を制して下し給ふ其文綸旨の体に書かれたり文に曰く

綸言を被るに稱はく化を敷き萬國を理むるは明君の德なり亂を撥め四海を鎭むるは武臣の節なり頃年の際高時法師か一類朝憲を蔑如し

恣に逆威を振ふ積惡の至り天誅已に顯る爰に累年の宸襟を休め奉らむ爲に將に義兵を起さむとす叡感尤深き抽賞何そ淺からむ早く關東征罰の策を運らし以て天下靜謐の功を致すへし者れは綸旨此の如し仍て執奏件の如し

元弘三年二月十一日　　左少將

新田小太郎殿

かくて公は綸旨を推し戴き上なき家の面目なりと大に喜ひ給ひて潛に宗徒の者を語はれぬ高時斯くとは知らす使者を世良田邑に立て、軍資六萬貫を徵發し限るに五日の間を以てせり公使者を執へて首を刎ねやかて里門に梟らされぬ高時聞さて大に怒り武藏上野兩國の兵に仰せて來り攻めしめたり

五月八日公大舘堀口岩松里見脇谷江田桃井等宗徒の勢百五十騎を具して大中黒の旗を生品明神の祠頭に樹て三たひ綸旨を拜し奉り進みて笠懸野に打ち出てられぬ越後ゟ族人大井田里見烏山田中羽川及ひ越後甲斐信濃等諸源氏の兵七千餘人來り會へり進みて武藏國に至れは上野上総常陸武藏等諸國の兵ども期せすして馳せ參り軍勢はや二萬餘人を注るさるぬ十一日賊將櫻田貞國と入間川に出合ひて一日の間に三十餘度戰ひぬ明日又久米川に推し寄せ貞國を打破る十五日夜半に分陪につく曉近きより賊將北條泰家の兵十餘萬人と戰ひ十六日に至りてはげしく打退けたり十八日兵を三手に分ちて進む大舘宗氏江田行義は極樂寺坂より堀口貞滿大島守之は巨福呂坂ゟり公は義助朝臣と假粧坂よりいづれも勇みて雲霞の如き賊とゆみあひて一日一夜の間に六十五度切合ひ

たり十九日宗氏極樂寺坂にて戰死せり廿一日夜公逞兵二萬を率ゐて赴き援く明け行く月に見渡せは北は切通まて山高く路嶮しさに垣搥搔さて陣を並へ南は稻村崎の岸まて逆茂木立て沖には横矢搆へし大船を並へたれは我兵如何に豪なりとも輙く過くへくもあらす公馬より下りて冑を免き海に向ひ伏し拜みて曰く今　天子逆臣の爲に西海に漂ひ給ふ臣義貞臣たるの道を盡さむとして劍を提けて賊を討つ仰き願くは海神臣の忠義を鑑みて潮を萬里の外に退け給へと佩かせる所乃金裝刀を釋きて海中に投け給ふ曉くる比潮俄に干上りて平沙遠く見はれ賊艦は盡く沖に漂へり公大に喜むて稻村が崎の遠干潟より進みて鎌倉に入り給ふ折しも濱風强くしてかけたる火てはや二十餘箇所に廣かり市街はなべて火焔に包まれたればさしもいかめしき北條の第宅も瞬く間に燒野

とはなりぬ高時やかて族を擧けて自害しけり師出て、より僅か十五日計りにて鎌倉平きぬやがて早馬三騎を馳せて捷を行在に聞こえ上げられたり

建武元年入朝して從四位上に叙せられ左兵衛督に任じ上野播磨二國の守護を領し京師を宿衛警しめられぬ

二年七月足利尊氏護良親王を害し奉り十月表を上りて公を罪狀せり遂に鎌倉に據りて反逆を企てゝ公上書して尊氏の八逆を陳へて曰く嚮に天下麻の如く亂れ車駕西遷し給へるに當り四方の豪傑並び起りて王に勤む時に足利尊氏京師にありて心に兩端を挾み勝敗を觀望す賊軍利を失へるを見て忽ち戈を倒にせり功微くして賞多く遂に非望を冀ひ天聽を欺惑し奉る其詞を推せは其逆視るへし臣五月八日義旗を上野に擧く

彼は其七日を以て六波羅を佐け攻むさるを臣京師復せりと聞きて後に兵を起したりと曰ぬ其罪一なり臣五月廿二日諸軍を率ゐて高時を誅す彼の兒子は六月三日從士百餘人にて鎌倉に入りぬ然るに臣其兒子に賴りて功を成勢りと曰ふ其罪二なり彼輦下に在りて擅に親王の卒を戮す其罪三なり征夷の職は兵部卿親王に坐しませり彼輙く其號を掠む其罪四なり矯りて管領と稱して務めて威福を張る其罪五なり中興の業は天運に因れるも兵部卿の御力實に多しとす彼百方讒を搆へて終に流刑に陷いれ奉る其罪六なり　陛下御心にて兵部卿の自ら艾められんおとを期し給へるを彼私仇を修えて圄圄の中に苦しめ奉る其罪七なり直義亂に乘して遂に兵部卿を害し奉りぬ大逆無道其罪八なり此の八罪は天地も容れさる所措さて論せされは百敗隨ひて至り後悔を噬むとも及ぬ

こと無からむ願くは　陛下明に照鑑し給ひて速に詔書を下して尊氏兄弟を誅伐せしめ給へと十一月八日宣旨を下し給ひ公を大將軍節度使として尊氏を討たしめらる十九日公戎裝して參内し給ふ　朝廷中儀の節會を行ひ節度を下し給ふ公やがて二條河原に打出て平正盛源義親を討ちし例に依りて船田義昌を高倉なる尊氏の第に差し向け三たび鬨の聲を擧げて鏑矢二つ射さゝて中門の柱を切落しさて後出立れぬ兵勢六萬七千人一宮尊良親王を奉して東海道に下向ゝらる

二十五日尊氏の兵三萬七千餘人と矢矧川に出合ひて十七度まで戰ひて擊破り給ふ十二月五日直義の大兵と戰ひ又之を破る賊の諸營大に潰ゐて走る尊氏敗れを聞きて痛く懼れ髻を切らせて出家せむとす未た果たさゝるに賊軍復振へり十二月十二日箱根を攻む公は一段高き處に馬を

立て、諸士の振舞ひを見下さる將士皆勇みて戰ふ直義の兵敵すへくも
あらず散りぢりになりて引退く程に竹の下に戰へる一宮親王の兵は賊
に打崩されて賊勢再ひ振へるをもて尾張に退かれぬ時に京師政亂れ諸
國連りに叛く朝廷公を召し還して京師を守らしむ尊氏西上せり
延元元年正月九日尊氏大兵を具して大渡に抵る公兵一萬を率ゐて禦き
賊を誘ひ川を渡らしめて續けざまに射る賊兵千五百人溺れて死す十日
山崎の官軍敗る公義助朝臣と急ぎ守りを撤て、都に馳せ上る賊將細川
定禪六萬餘人にて追懸あたり長子義顯朝臣年十七告げすして返り合ひ
八度まて奮戰して數多の深手を負ひ血潮に塗れて紫宸殿の御前に詣る
主上親ら臨みて勞し給ふやゝて公に隨ひ鳳輦に供奉して山門に赴かれ
ぬ十六日公二萬三千人を三手に分ちて尊氏を京師に攻む公自ら花頂山

に上りて敵を見渡し給へは上は河合森より下は七條河原まで四十餘丁が間賊とも物ち續けり八面を知りあへる逞兵五十人づゝ勝り出して二千人斗に各別れて旗を卷き符を隱して賊の中に馳雜加はらせ本軍戰ひ交るを見て四方より立ち上らしむかくて乱れ合へる程に尊氏の左右前後ゑ中黑の旗を差し揚げて打戰ふ尊氏大に敗れ三度まで自刄せむとし辛らうして丹波路に落行きぬ二十七日公北畠楠名和結城等の諸將と尊氏を京師に擊ちて又之を破る尊氏攝津に走る　車駕京師に還幸し給へり二月十三日尊氏海に航して西に走る是月公左近衞中將に任せらる三月四日公に詔して山陰山陽十六國を管領し尊氏を追討せしめらる會公病みて進むこと能はす行義氏明兵を率ひて先發す六日行義等赤松利村の兵と播磨に戰ひて之を破る公やがて兵五萬を率ゐて發し則村を白旗

城に圍む義助朝臣三石城を圍む行義及ひ大井田氏經美作備中を取る四月廿六日尊氏大兵を率ゐて東上す二十三日公兵庫に退き給ふ　朝廷正成朝臣に詔して公を援けしむ五月廿五日尊氏直義水陸の兵數十萬を具して主る義助朝臣は氏明と八千人を率ゐて水軍を禦ぐ正成臣朝は麾下の兵七百餘人にて陸軍を禦ぐ公は二萬五千餘人にて其後に控へ給ふかくて大に兵庫に戰ふ官軍利あらずして正成朝臣戰沒せり賊水陸の兵を合せて公に當る公曰く西宮より上る敵は末々の者ぞ兵庫よりかゝる勢は渠魁なりと覺ゆいでや吾當らむと取りて返へし生田林を控へて大に戰へとも固より衆寡敵すへくもあらず後陣に引下らるゝ程に馬は七箇まて矢を立てられて殪れぬ徒にて求馬塚の上に下り立ちて鬼切鬼丸といふ二刀を揮ひて近つく賊とも蹴拂ひ飛ひくる矢は十六まで切落さ

れたり小山田高家かくと見て馳來り巳が馬を公に上りて徒立ちになりて敵を防きて討れにけり

廿七日　主上復山門に行幸し給ふ公諸將と共に東西の阪を守らる晦日尊氏京師に入る六月尊氏叡山を犯す公擊破りて賊將高師重を斬る七月十三日公藤原隆資卿等と大舉して尊氏を東寺に攻めむとて先　皇居に參られけるに主上龍顏麗しくましまして今日の戰は何つとりも忠力を擢むでよと宣へれは勝敗は時の運なれは豫ては定奉り難く但今日の軍にて尊氏の籠れる室に箭一つ射入れずては罷歸るまじと畏まりて出立ち給ふかなて北白河に火の手あがりしかば隆資卿戰ひ始まると尅限をも待たず先づ戰ひて打敗られ南都の僧兵ども亦期を失ひて出合はす公二萬餘人を三手に分ちて進む六條大宮より軍始まりて賊二十餘萬人

と戰ひて打拂ひつゝ東寺の小門の前に推寄せて高らかに呼はるやう
皇統の御爭ひゝは言へ抑公と義貞とに在り一身の爲に萬民を苦ましむ
よりは各獨身にて戰ひを決せむさゝは矢一つ受けらゝよと引きしぼり
て放給ゑば矢は高櫓の上を過きて尊氏が帷幕の中なる艮の柱に突立ち
ぬ尊氏出合はずかくて諸公卿方の軍先つ潰に四國ゐ兵又追立てられて
五萬餘人の賊とも三方より公を取卷けり公は今日を限りと思切りて敵
を八方にかけ散し戰合へる處に　主上恩賜の御衣を切りて笠符に附け
たる兵とも所々より馳集り賊を懸立て懸立て公を擁護して坂本に引返
しぬ十日尊氏私に書を上りて降りを乞ぬ　主上之を聽るして還幸し給
はむとす藤原實世朝臣人をして潛にか〻と告ぐ公をるおとゆあるとて
騷がれたる氣色もなし堀口貞滿聞給もあへす往きて伺ゑは鳳輦は大床

に差寄せて事の儀式はや誠なり貞滿拜し進みて御前の轅に取り附き泣きて申しつるは義貞何の不義ありてか多年の忠烈を思召さ捨てられ大逆無道の尊氏に叡慮を移させられけるや元弘の初め義貞忝くも綸旨を奉して元凶を旬日の中に殲し宸襟を安むし奉れるは上古の忠臣にも恐くは類ひ少なからむか尊氏反きてより以來又一族を舉けて王事に勤め萬死の道に出入すること數なり宗族命を墜すもの百三十二人郎徒尸を曝すもの八千餘人の多きに上れりさるに賊勢滋熾むにして王師頻に利を失へるもの全く戰の咎のみならす思ふに上天未た聖德を眷み給はさるならむか所詮累年乃忠義を捨てさ勞られて臨幸し給はむには只義貞を始め宗族現在のもの五十餘人を召出され死を御前に賜ひさて後發し奉り給へと申しける程にやがて公は義助朝臣を始め三千餘人を率ひて

參内せらるゝたり其氣色念れるも禮儀誠に恭しく階下の庭上に列座勢り主上は例よりも龍顏を和げさせ給ひて公及び義助朝臣を近く召寄せらるゝ御涙ながら仰せけるは卿の宗族に仗りて四海を清めんとするも天運未だ到らずして兵日に疲れ勢年に蹙りぬれは權に和を講して時を待たむとす此事かねて謀ぬべきもをては却りてつらさ事もあらむ期に臨みてこそはと思へるなり　朕聞く越前の地方には河島維頼先立て下り私に忠義の士を語ひ居り氣比の大宮司も身方仕るよし先づ彼へ下りて北國を打隨へ重ねて大軍を起し國家の恢復を圖るへし但し　朕京師に留まるは卿は必賊名を受けむと覺ゆ今東宮に位を讓りて同しく下し奉るべし朕にかはらず嗣君を助け奉れ天下の事小大となく卿の處分に任せむと御涙を抑へて宣給へればさしもの將士も皆首を低れて鎧の袖を

そしぼりけるかくて其夜深き公は日吉神社に詣て、祈願せらる、やう明神願くは吾の忠義を鑒みて恙なく朝敵を滅さし給へ命の中に覺束なくば子孫をして志を遂げしめ給へとて鬼切の寶刀を社壇に籠められたり明日東宮及ひ一宮親王を奉して北國に下向し給ふ舉族之に從へり公七千餘人にて鹽津に着き給ふ七里半斗の山中を足利高經大兵にて差し塞げりと聞いしかば轉して木目嶺にかゝるをりしも降る雪道を埋みて陰寒殊に甚しくして士卒凍死せるもの計るべからず河野通繩得能通言の兵三百人敵に遇ひて尽く戰ひ死す十三日辛うして敦賀に至る氣比氏治迎へて金か崎に入る十四日義助朝臣は柚山城に義顯朝臣は越後に軍勢三千餘人を隨へて出向はる瓜生保變心して道を塞ぐと聞き義助朝臣は子息義治朝臣を留めて義顯朝臣と共に金か崎に引返へされむとす兵

土途より北げて在るもの纔に二百五十人今莊に至るは淨慶と云ふもの又射向へり兎角して活路を求め深山寺の邊に至れは兵とも又落失せていつしか十六人となりぬ樵夫に問へは金か崎の敵兵三萬餘人にて城を幾重にも取卷きてはげしく攻めかゝれりとかやさては何にすべき忍びて越後にや下るおゝにて腹をや切ると異議やりどりなりけるを栗生顯友の謀畧にて曉近く大兵杣山より後攻めする狀に見せかけて城兵と相應して難なく追散らしけり

十月廿日の曙江山雪晴れて殘月影ゐざやかなり都には御覽し難き風流なればとて公は御舟遊ひ仕奉られぬ東宮一宮は御琵琶公は横笛義助朝臣は笙の笛供奉の人々とりどり奏し合はす儲君儲王浮世を外にしはし御心ゆかせられて御盃傾けさせ給ふ供奉の人々見上け奉りて坐ろに袖

をしぼらぬはなかりきとかやかくて金か崎寄手の敗報京師に聞こ尊氏大に怒りて高經を始め總勢六萬餘人を差し向けて水陸より來り攻めしも城兵善く戰ひて日に千餘人を斃しぬ

十二月　主上吉野の行宮より亘忠景をして綸旨を公に下し賜ふ忠景綸旨を譬に結び海人の姿に紛ひて櫛川の島崎より海上五十餘町を游ぎて金か崎に達す公急ぎ聞きて讀み奉れは　主上吉野に在して近國の士卒爭ひて馳せ參る此機に乘し宜く速に京師を恢復すべしと將士皆勇み奮ひていかで賊ども早く追掃はめと憤ひの心身に余れり是月瓜生保及義鑑等脇谷義治朝臣を推して兵を柚山城に擧ぐ

二年正月十一日里見時成瓜生保及ひ義鑑等兵五千を率ゐて金か崎を救はゞとす賊兵二萬余人に出合ひ葉原にて戰ひ死す金か崎には瓜生が援

兵を命に懸けて待れしに憑む方なくなりて糧乏く兵疲れさては各馬を刺殺して食にかへ今こ十日ゞも堪ゑ難きをもて二月五日公義助朝臣實世卿等と上下七人を具して夜半ばかりに忍び出て、柚山城に着給ふ瓜生宇都宮等大に喜むて再擧を圖るかくて金か崎の寄手は暖氣に赴くゑ、諸國より日に加はりて十萬余人にあまれり柚山こ兵纔に五百余人馬物具もはかばかしからずして心ならずも廿日斗を過く金か崎にはは馬をも食ひ盡して食を斷つ事十日ばかり今は兵ども手足もはたらかずなりぬ三月六日大手搦手十萬余人同時に攻寄せたり城兵疲れはて、防せぎむ力もなし義顯朝臣今は是迄なりと一宮親王に御別を告け奉れは親王いつよりも御快げに打笑ませ給ひて我もしか思ふなりゝで自刃の法を示してよとのたまへれば朝臣は感涙を抑へて刀を左の脇より突立

て、右の脇のあばら骨二三枚懸あて搔破り其刀を御前に捧げて果てられけれは親王血に餘れる柄口を御袖にて押卷せ給ひやゞて方の如く行は勞られて朝臣も屍の傍に伏させ給ふかくと見るより行房卿を始め里見武田氣比土居由良長濱等の諸將及城兵三百餘人互に刺違へて重り伏す氣比齋晴東宮を小舟に奉して蕪木浦に避け奉らしめ已は取りて返へし首刎ねて死にたりけり十二月二十八日公の二男德壽丸北畠顯家公と會して鎌倉を攻めて陷れたり是年三男義宗朝臣を嗣子と定めらる年六歳武藏守左兵衛佐に任し昇殿を聽されたり

三年二月公柚山より出て、高經を府中に攻む高經黑丸城に走る賊の兵ども三十餘壘風を望みて崩潰勞り五月二日公六千餘人を五手に分ちて黑丸城を攻む此夏　主上宸筆の勅書を下し給ひて男山を救はしめ給ふ

公勅書を拜して言はゐ、やう古より源平両家は武臣勳を王室に著し、
も未た宸筆を下し給はりしを聞かずといたく感激し給ひて急ぎ上洛せ
むとせられしも高經後より起らばも、しき事なりとて先づ義助朝臣に
二萬餘人を具して馳上らしむ男山陷りぬと聞きて道とり還る七月十一
日德壽丸吉野に詣る　御前に加冠して名を義興と賜ひ左兵衞佐を授け
られ給ふ閏七月公河合城にてある夜夢に足羽川の邊にて高經と對陣せ
られしに巳龍になりて地上に臥す高經之を見て駭走りぬと見てやがて
覺給ふつとめて夢のよしを語はるめでたしと言合はするもありてならじ
とも云ふ二日公足羽川を渡り燈明寺の前にて三萬餘人を七手に分ちて
賊の七營を攻め立てらる藤島の敵兵强くして寄手ともすれは追ひ立て
られむとす公安からす思はれて纔に五十餘人を從へて畔路をたどりて

直進に進む賊三百餘人に行合はれぬ鏃を揃へて雨の如く射る我兵射手なく箭をも持たざれば兵はいや先き身を的にして公の矢面に立ち塞る中野宗昌千鈞の弩は鼠の爲に機を發せず早く遁れさせ給へと申す士を失ひて獨免れむは我が意に非ずと言ひ切り給ひて尚も敵の中に懸入らむと馬に一鞭す。めらる馬は五筋まで射立てらるゝて屏風の如く小溝の岸にたふる公は弓手の足をしかれて起さあからむと勞らる。に白羽の矢一筋眉間の眞中に立つ急所の痛手なれは一矢にて目はくれぬ今は限りと思ほしよられけむ自ら首を掻切りて深泥ち中に藏めて其上に打伏し給ひぬ御年三十八結城中野金持の諸士此狀を見て馳せ來り公の屍の前に控きて各腹掻切りぬをりしも小雨まじりの夕霧に敵も味方も大將の打死せられしとは知らざりけり軍散して後高經屍を實檢せしに

左の眉に疵の跡あらはれ膚に着けられし錦の嚢を解けはこは畏くも芳野の帝の下し給へる朝敵征伐の御宸筆なりさては疑ふもなく義貞公の御果てなりとは知りぬ今はに至るまで勅書を身にし一筋に盡し給ひしを見てはいかなる朝敵もしはしは涙にくれたりけむ

附記

延元三年七月十六日義助朝臣敗軍を收めて畑由良一井等の將士と共に足利高經を足羽に攻めて之を取る高經加賀に走る

九月十二日是より先　朝廷義興朝臣をして義良親王を奉して奥羽を經畧せしめ給ぬ是夜颶風に遇ひ舟殆むと覆らむとし漂はされて武藏の國石濱に到りぬ

十月廿二日畑時能部下十六人を率ゐて高經と伊知山に戰ひて數勝つ後利あらずして戰死す

十二月義興朝臣に詔して軍國の事を統ぶること一に義貞公の如くせしめらる義助朝臣

後醍醐天皇崩御し給ふ時特に新田氏を眷み給ひしと聞き奉りて深く感

激して日夜報効を圖らんてと數賊と戰へとも利あらず乃ち微服して吉野行宮に至る　主上延見し泣きて之を勞し特に位一級を加へ且從者を賞し給ひき

興國元年四月一日義助朝臣命を蒙りて兵五百餘人を率ゐて伊豫に至り同國の官軍を統べ給ふ五日俄に病作りて卒す是月金谷經氏備後乃鞆城を攻めて之を拔き細川頼春と千町原に戰ひて克たず九月三日頼春世田城を陷る大館氏明戰ひ死す篠塚伊賀鐵挺を提けて躍り出て呼ひて曰く吾は新田公の親兵篠塚なり我を殺して賞を得むと思ふ者は來れと賊皆懼れ避く乃ち徐歩して去りて隱岐に航し後同國にて卒す正平六年兒島高德吉野行宮より來りて義治朝臣を備前に迎へて兵を舉ぐ克たずして潛に京師に入て義治朝臣東國に匿れて義興朝臣義宗朝臣と共に竊に賊

を滅さむことを圖られぬ

七年閏二月二十日義宗朝臣義興朝臣義治朝臣密旨を奉して江田大館堀口羽川岩松等の族人と兵を東國に起し尊氏を金井原に擊ちて大に之を破る尊氏自殺せんとして纔に免る二十三日義興朝臣義治朝臣鎌倉を襲ひて之を取る二十八日義宗朝臣尊氏と小手差原に戰ひて克たず越後に還る四月二十七日足利義詮男山の行宮を犯す義宗朝臣兵七千を率ゐて越中に入る桃井吉良石堂小山宇都宮等乃諸族皆之に應ずやがて宗良親王を奉して西上せり途に行宮陷りぬと聞きて解き歸る

八年二月義貞公に正三位大納言を贈り給ふ六月十三日堀口貞祐足利義詮を眞野に擊ちて其將某を斬る

十三年十月十日義興朝臣賊と矢口渡に戰ひ自刎して死す世良田井伊大

島由良土肥南瀬口市河等の諸氏皆殉死せり

二十三年七月義宗朝臣義治朝臣と共に兵を越後に起し賊將上杉能憲と戰ひて克たず義宗朝臣は死し義治朝臣は出羽に走る

建德元年正月義治朝臣兵を武藏に出し賊將上杉朝房と戰ひ克たずして信濃に走る後終る所を知らず

天授四年十一年七日大舘氏清（氏明ノ子）兵を起して賊將赤松義則を破る

元中二年相摸守貞方朝臣（義宗卿ノ子）刑部小輔義隆朝臣（義治卿ノ子）と竊に兵を上野武藏の間に擧く謀洩れて事就らず陸奥に走る應永十年義隆朝臣賊と箱根に戰ひて死す

十七年貞方朝臣鎌倉にて兵を起さむことを謀る事露れて害せられぬ新田公の宗統此にて絶ぬ其支族德川氏參河に匿れたるもの後繼て興り

家康公に至りて征夷大將軍に任せられ天の下終に大に治りき

明暦三年越前國吉田郡藤島郷（今ノ藤島村）の農民嘉兵衛と云ふもの土地を開墾して一の古兜を發出ぢり怪しと思ひて取上げたるまゝ持歸りたるに嘉兵衛は老婆は何心もなくそをもて績笥の用に充てたりとかやまゝに福井藩士中に其頃聞いたる井原番右衛門と云ふもの或日鷹狩の道すがら嘉兵衛の家に憩ひし折しもふと其の績笥の唯ならぬを見やりて其由を聞き暫しうちながめつゝをながら嘉兵衛よ請ひ受けて持歸り愛玩の餘朝夕磨擦せしに錆び固まりたる古質のいつしか光澤を添ふるまゝこはいかに四十二の筋線を現はしさては三十番神號さへをやかに讀まれて裏面には元應元年八月相摸國の刻字さへ見いて名工明珍の作と覺しき甚とやんごとなき古兜なり古書に公は御冑には三十番神號を鐫りた

りとあるに思ひ合せてこは疑ひなき公の御形見なりと知られたれば急ぎ畏みて藩主松平光通侯に差出したるに侯は甚と喜びて其地の方十數間を柵にて限り牧樵どもの濫に出入するを禁じ碑を植て、其遺跡を表はしたりお、に世人初めて公の戰没せられたるとゝろを知りぬ時萬治三年春正月公の没せられし年とり三百二十五年の後にて彼の水戸侯の楠氏の碑を建てられしより三十二年前なりき

元文二年公の死没後四百年忌に當るを以て幕府命じて坂井郡長崎往生院稱念寺にて公の冥福を修めしめ白金千両を其費に充つ公乃墓所は此寺に在るを以てなり

天明七年四百五十年忌天保八年五百年忌並に前例の如くなりき

明治三年　藩主松平公の戰没所に祠宇を建て其祀典を秩でられき

明治九年十一月七日別格官幣社に列せられ藤島神社の號を賜ぬ御告文に曰く

天皇の大命に座せ掛巻も恐き

藤島神社の廣前に石川縣權令正六位桐山純孝を使と爲て白給はくと白さく掛巻も恐き後醍醐天皇の御代に大き功を立給ひ親族家屬等を率ゐて力を極め心を竭し仕奉給ひし忠に正きし御心を永世まてに傳へ旌さむと爲て今度更に別格官幣社と定奉りて御幣帛奉出し齋祭らせ給ふ故今より後彌遠長に怠る事なく祭給はゞ事を聞食て天皇の朝廷を始て仕奉る百官等四方國の公民に至るまてにいかしやぐはゝの如く立榮しめ給へと白給ふ

天皇の大命を聞食せと恐〻恐みて白す

明治九年十二月十五日

祭神　左近衛中將贈正三位新田義貞公

配祀　正四位下左近衛少將新田義宗朝臣

同　刑部卿贈從三位脇谷義助朝臣

同　正四位下越後守新田義顯朝臣

同　正四位下左近將監新田義興朝臣

同　殉難將士

十四年冬神社新に成り遷宮式を執行せり地は公の戰沒所を距る南十三町餘なる牧島村にあり

十五年九月二日特に正一位を贈ら旁給ふ宣命に曰く

天皇の大命に坐せ贈正位源朝臣の墓の前に福井縣令從五位石黑務を

使と爲て宣給はゞと宣る往日年號を元弘建武と云ひし頃天下亂れに亂れ人心荒びに荒びて天津日嗣の尊きをも知る者無りし時に汝命は清く直く明く正き誠實の心を振起し皇御稜威を彌高に彌廣に助奉り作奉らむを爲て家族親族を引率射向賊等を伐罰め最後にて戰場に身歿給ひき惟已命の身歿給ひし耳に非す兄弟子孫に至るまてに都我の木の彌繼々に草牟須屍水都久屍を

天皇の御猶と爲て許多の年の涯仕奉りし事も專汝命の訓に依りてし然在る者どもなも常も御思す凡汝命の皇朝廷に仕奉りし狀は天地の共臣と云ふ臣の鑑と在るへしと御思すゆ故に先年藤島神社を別格官幣社と定奉給ひ又正三位を贈らせ給ひしかとも尙不飼足御思して今度特殊なる　大命以て墓に使差して更に正一位を贈給ぬ故斯狀を聞

食せと宣給ふ　天皇の大命を聞食せと宣る

かくて牧島村の御境地は當時田を埋め畔を平げて纔に社殿を建築せしを以て地勢卑濕なるが上に近來水害頻りに加はりて恐多くも濁水内玉垣を汚し奉ること數回にして到底永く神域に適すへからず心あるもの皆私に慨嘆しあへり明治三十年十月一日宮司今井清彦左の書を其筋に差出したり

藤島神社御位置御轉換の件具申

別格官幣社藤嶋神社の義は明治九年十一月越前國吉田郡燈明寺畷に於て戰死被爲遊たる古忠臣新田義貞朝臣を御追祭あら㕝られ別格官幣社に列し現在號を賜ひ翌年其南拾參町余を距れる地に於て現社地を賜ひ更めて本殿以下諸殿舍を建築し十四年御遷座あらせられたり

爾來現今に至る迄十有七星霜を經過勞しも之を既往に徵し現在に鑑み深く將來を慮るに當今の地は到底永久の社地として不適當なる事を確認せり抑現在の社地たる當初田を埋め畔を平げ纔に社殿を建築せられたるを以て地勢卑濕なる上に毎年霖雨の際は潦水堀を没する事數々にして長きは氾濫數旬に亘り春期より秋季に迨びては草茅簇生し一年の强半は滿目荒草隨ひて薙れは隨むて生し殊に昨年一昨年及本年の如き浸水の量甚きは七尺六寸に達するの有樣にて保存費の御下附ありと雖とも年額僅少にして普通營繕すら十に一を資するに過きされば乍遺憾草茅を芟除せしむるの力なく爲に神職は親ら鋤犁を手にし纔に社殿の近傍を芟除するも他は概荒蕪に委せり危墻頹垣之を理するに由なく況や水害不時の需に應する如きは到底望むへき

に非さるを以て是以て公の忠義を欽仰し四方來りて本社に奉賽せむと欲する者も道路沮絶來往不通爲に志を齎して空く歸途に就くもの多し會參拜を得るものは此荒涼の狀を目し慷慨悲憤皆其地の不適當なる事を唱道せさるなし不肖清彦本社宮司の職に在り朝夕此狀況を目覩し　神靈に對し奉り恐懼已む能はず苟も今に於て施爲する所なくば不幸將來數從前に均き大水あらむか洵に謂ふへからざるの大不敬事を生出せんも測る可からす果して然らは唯に　神靈に對し奉り恐多きのみならす實以て　朝廷御祭祀の御主旨に悖り管守の責遁るへからさる儀に有之候是畢竟現今の社地其處を得さるに職由す今危を轉し厄を脱し　神靈を安し奉らむには全恐更に恰當の地を撰擇し御位置を轉換せらるゝの外なしと奉存候不肖効に燈明寺畷の舊地に御

轉換如何やと數回熟思するに同地は卑濕一層甚く水害も亦現地に倍甚せり是竟に其地に非す然るに今回福井人民有志者より御轉換地乃義願出候に付篤と調査候處至極恰當の御場所にして官幣の社地四民得便の場所恐くは其右に出つるものなしと確認致候該地は足羽山字共遊山と稱し高爽にして陽に面し西北は樹木を以て屏障し誠に以て御神慮に愜はせらゝ優に官幣社の所在として適當の地たるへく奉存候果して斯く御治定仰出されし候は、　神威顯赫　朝廷功臣を優待遊はせらる、盛意彌以發揚し四民神德を景仰するの思念益以增進し國家の崇祀たる祠宇の尊嚴始て觀るへくと奉存候曩に樺山內務大臣親く現今社地及燈明寺畷御舊蹟等の水害實況巡視相成候に付ては同大臣は篤と其實否を諒知せられしならむと存候以上の事實に据り願く

は現今の御社地を前記足羽山字共遊山に御轉換御治定の件仰出されぬ

候樣仕度滿腔の熱血を濺き此段具申候也

卅一年四月十五日命あり藤島神社々地を福井市足羽山字共遊山に移轉せしめらる五月奉遷會と云ふを企て御移轉の由を廣く海内有志者に告く同年九月二十二日起工奉告祭を執行し二十三日起工式を舉げたり奉遷會長松平侯爵委員長長岡子爵委員総代松平男爵關福井縣知事等親く齋鍬を取りて式始めを行ふ四方來り觀るもの雲の如く皆其地の爽塏にして神域たるに適したるを稱へぬものなてはなかりきかくて明治三十四年工事の落成せしにより同五月廿二日奉遷式を舉け引續き七日間の祝祭をおせり時恰も福井藩祖中納言松平秀康卿入國三百年祭と同時にして福井市民の狂喜言はむかたなく到る處各種の催しものなとありて福井市にては稀に見る處の賑ひなりしとそ

新田公御略傳　藤島神社藏版　（非賣品）

明治三十九年四月一日印刷
明治三十九年四月三日發行

編輯兼發行者　福井市不動町拾貳番地　加納利亮
印刷者　福井市相生町拾六番地　薄金次助
印刷所　福井市相生町拾六番地　薄金活版印刷所
發行所　藤島神社